定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年五月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年四月二十七日

東京都千代田区神田錦町三丁目三番地

丸大紙業株式会社

代表取締役　金丸　一朗

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年五月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年四月二十七日

東京都港区南青山四丁目一番三号

株式会社ジンマーマン商会

代表取締役　下河邉昌行

合併につき株券等提出公告

当社は、東洋産業株式会社（住所滋賀県野洲市三上二五六二番地一）と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年六月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年四月二十七日

大阪府三島郡島本町山崎二丁目三番一号

東洋産業株式会社

代表取締役　鈴木　寛史

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社七松と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年五月三十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年四月二十七日

兵庫県たつの市揖保川町大門二二四番地の一一二

株式会社ハリマ住宅

代表取締役　門口　來藏

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社興電社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年六月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年四月二十七日

山口県宇部市居能町三丁目四番四四号

宇部ユアサ電装株式会社

代表取締役　石丸　宰輔

合併につき株券等提出公告

当社は、三洋ペイント株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年六月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年四月二十七日

福岡県北九州市八幡西区引野一丁目五番一八号

関東三洋ペイント株式会社

代表取締役　松下　俊一

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市栄区飯島町一三九六番地、最後の住所東京都町田市原町田一丁目一番五号ファーストクラス町田駅前六〇二

被相続人　亡　伊藤　茂樹

右被相続人は平成二十二年九月六日頃死亡し、その相続人は平成二十三年四月二十二日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十七日

神奈川県横浜市栄区飯島町一三九六―四

限定承認者　伊藤　隆

限定承認公告

本籍静岡県周智郡森町一宮一九五九番地一、最後の住所静岡県周智郡森町一宮一九五九番地の一

被相続人　亡　森田　富雄

右被相続人は平成二十一年十月二十八日死亡しその相続人は平成二十三年四月十八日静岡家庭裁判所掛川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十七日

静岡県掛川市高御所一六五五番地の二

相続財産管理人森田成敬

成年後見人　花田　眞吾

限定承認公告

本籍静岡県静岡市清水区月見町二六一番地、最後の住所神奈川県大和市鶴間三〇〇一番地

メゾンシブヤ三〇一

被相続人　亡　大石　雄

右被相続人は平成二十二年十二月十四日死亡し、その相続人は平成二十三年四月十八日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十七日

静岡県静岡市清水区月見町一六番一一号

相続財産管理人　大石　和子

新設分割公告及び資本金の額の減少公告

当社は、新設分割により新設する株式会社オーロラコンサルティング（住所東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目二四番一―三〇一号）に対して当社の小向A棟B棟に関する事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

また、当社は、資本金の額を金二千九百六十五万円減少することにいたしました。

この会社分割及び資本金の額の減少に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年四月二十二日

掲載頁　四十三頁（号外第八十六号）

平成二十三年四月二十七日

東京都港区新橋二丁目一六番一　ニュー新橋ビル六〇三号

極光電機産業株式会社

代表取締役　池崎　時代

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十三年六月一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十三年四月二十七日

東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目二五番七号

不動産ビジネス・コンサルタンツ株式会社

代表取締役　吉川　克弥

取消公告

平成二十三年四月二十二日掲載の準備金の額の減少公告は取消します。

平成二十三年四月二十七日

大阪市北区天満一丁目三番二一号

株式会社松村組

代表取締役　山田　健司

正　誤

平成二十三年三月十一日（号外第四十九号）公布国土交通省令第十号（港則法施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

六ページ下段表中

「金城信号所名古屋北信号所（北緯三十五度五十秒東経百三十六度五十二分五十秒）」

は

「金城信号所名古屋北信号所（北緯三十五度五分二十三秒東経百三十六度五十二分五十秒）」

の誤り。

平成二十一年十二月十七日法務省告示第五百九十一号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

三ページ一段六行目から七行目までを削除する。

平成二十二年九月一日（号外第百八十三号）掲載の金融庁に係る適格機関投資家に関する公告中

（原稿誤り）

十九ページ二段目の終りから二十二行目から十七行目までを削除する。

十九ページ二段目の終りから十六行目中「(3)」は「(2)」の誤り。

十九ページ二段目の終りから十二行目中「(4)」は「(3)」の誤り。

十九ページ二段目の終りから八行目中「(5)」は「(4)」の誤り。

十九ページ二段目の終りから四行目中「(6)」は「(5)」の誤り。

十九ページ三段目の一行目中「(7)」は「(6)」の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月二十七日付第八九号四

調達第七九号一六ページ●

（その二）一二八ページ

八ページ●同日付第九〇号一二八ページ●同日付政府

三月三十一日付参会第九号（その一）三二ページ●同

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）（配送料別）